

奈良県告示第四百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり注射を受けることを命ずる。

令和二年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに注射の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
炭疽	発生予防	牛	炭疽ワクチンを皮下注射する。
アカバネ病	発生予防	牛	牛異常産三種混合ワクチン又は牛異常産四種混合ワクチンを筋肉内注射する。
牛伝染性鼻氣管炎	発生予防上適当と認め	牛	牛伝染性鼻氣管炎ワクチン、牛呼吸器病五種混合ワクチン又は牛呼吸器病六種混合ワクチンを筋肉内注射する。
豚熱	豚丹毒	流行性脳炎	豚の日本脳炎ワクチン又は日本脳炎・豚パルボ混合ワクチンを皮下注射する。
発生予防	発生予防	牛伝染性鼻氣管炎	豚丹毒ワクチンを皮下又は筋肉内注射する。
実施する区域内で飼養	た豚	発生予防上適当と認め	豚熱ワクチンを皮下又は筋肉内注射する。

三
その他

豚熱	豚丹毒	流行性脳炎	牛伝染性鼻 気管炎	アカバネ病	炭疽 ^そ	病名	実施する区域	実施の期日
県の全域	令和二年四月一日から令和三年三月三十 一日まで							
令和二年四月一日から令和三年三月三十 一日まで								

二
実施する区域及び実施の期日

されて いる豚及び し（高度な隔離下又 は監視下にある豚及び いのししとして知事が 認めるもの並びに哺乳 豚を除く。）
肉内注射する。

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。